

令和5年度

中小事業者LED照明導入促進補助金（2次公募）



中小事業者の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しするため、中小事業者に対し、取組みが進んでいないLED化への補助を行います。

LED化による省エネ効果

- 蛍光灯のLED化 約5割
- 白熱電球のLED化 約9割

出典：大阪府「省エネのすすめ(テナントビル編)」

<補助対象者>

次の全てを満たす中小事業者

- (1) 府内の工場・事業場において照明をLEDへ更新する中小事業者
- (2) 大阪府の脱炭素化経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った中小事業者（詳細は裏面参照）

<補助金額>

- 補助率：1/2以内
- 補助上限額：15,000千円 補助下限額：200千円

<補助対象経費>

- LED照明の設備費
- 工事関連費（設計費、既存の照明設備の撤去・処分費を含む）
 - ※ LED照明は国のグリーン購入法の基本方針に適合するものが対象
 - ※ 以下は補助対象外
 - ・工事を伴わない管球のみの交換
 - ・既設のLED照明からの更新
 - ・スイッチ、誘導灯、非常灯(通常用との兼用タイプ除く)

<応募方法>

令和5年9月22日（金）～10月31日（火）までに「大阪府LED補助金事務処理センター」へ申請書類を郵送してください。（先着順）

停止条件付の事業

本事業は「令和5年9月定例府議会大阪府一般会計予算」が可決され、本事業に係る予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。本事業に係る予算が成立しない場合は、申請を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

<問合せ先>

大阪府LED補助金事務処理センター

TEL:06-6226-8405

FAX:06-6204-1763 E-mail: osaka_led@nta.co.jp

<提出先>

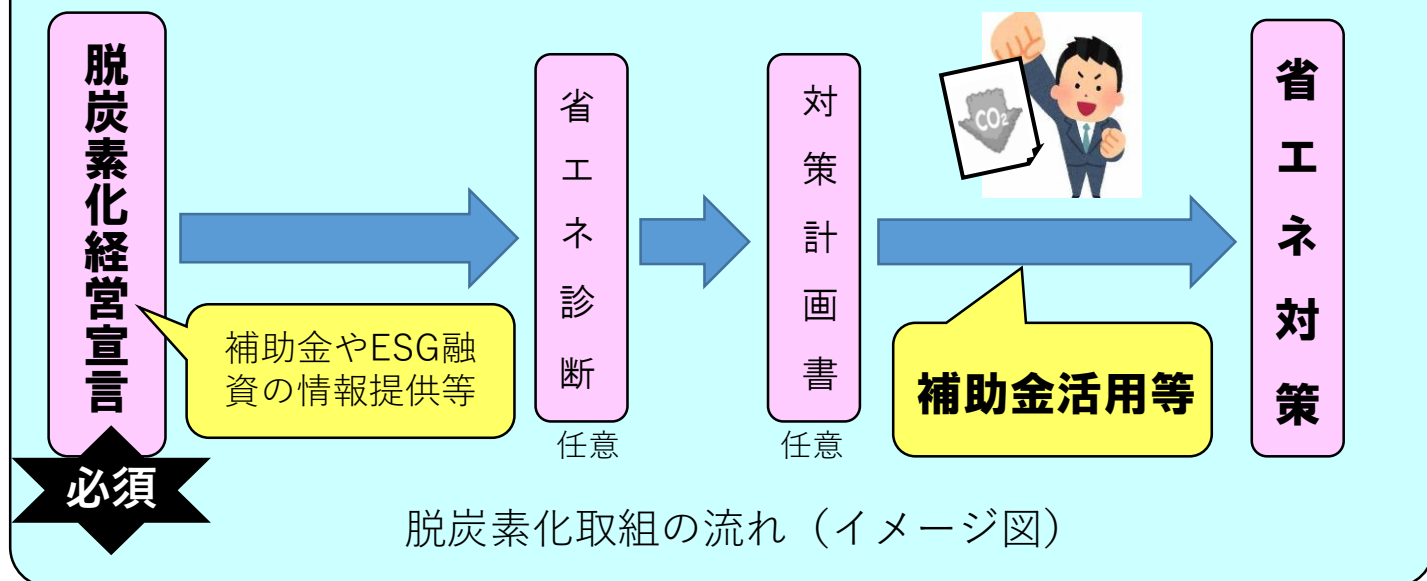
〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-1 山口玄ビル6階

大阪府LED補助金事務処理センター（㈱日本旅行大阪法人営業統括部内）



詳細はこちら

中小事業者の皆さま、段階的に脱炭素化に取り組みましょう！



脱炭素化取組の流れ（イメージ図）

脱炭素経営宣言登録制度

脱炭素経営を宣言した事業者に対して、府が**登録証を発行**するとともに、府の**HP等により広くPR**することなどにより、事業者の脱炭素経営のお手伝いをします。



詳細はこちらから

対策計画書の任意届出制度

中小事業者の意欲向上を図り、効果的な削減対策を促進するため、**特定事業者以外の中小事業者も任意の届出**していただけるよう、府条例を改正しました。



詳細はこちらから

省エネ診断

脱炭素化にどのように取り組めばいいのかわからない中小事業者の皆さま、脱炭素化の第一歩として、省エネ診断を受けてみませんか？国が診断費用の9割補助しますので、残り1割の自己負担で受診できます。



省エネルギー診断



省エネ最適化診断

省エネ広報動画

省エネの専門家が中小事業者を訪問し、省エネ診断をしながら、省エネ対策やその効果などを紹介しています。



省エネ・創エネに関するご相談は

おおさかスマートエネルギーセンター まで
大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内
TEL : 06-6210-9254 FAX : 06-6210-9259
<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。



おおさかスマート